

大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 18 年 3 月制定

平成 27 年 3 月変更

平成 29 年 11 月変更

令和 2 年 5 月変更

大 分 県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 ポリ塩化ビフェニルについて	
2 計画見直しの趣旨	
3 目的	
4 計画期間	
5 計画の対象	
(1) 対象区域	
(2) 対象とする廃棄物	
6 処分先と処理期限	
第 2 章 PCB 廃棄物の現状と処分量の見込み	5
1 PCB 廃棄物の保管状況及び PCB 使用製品の所有状況	
(1) PCB 廃棄物の保管状況	
(2) PCB 使用製品の所有状況	
2 PCB 廃棄物の処分量の見込み	
第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制	10
1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の処理体制	
(1) 広域的な処理体制	
(2) 収集運搬の体制	
(3) PCB 廃棄物処理基金による支援	
2 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制	
第 4 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	13
1 県及び大分市の役割	
(1) 保管事業者に対する指導等	
(2) 所有事業者に対する周知等	
(3) 収集運搬者に対する指導等	
(4) 未把握の PCB 廃棄物等への対応	
(5) 高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた対応	
(6) その他関係者との連携等	
2 保管事業者の役割	
3 所有事業者の役割	
4 収集運搬業者の役割	
5 市町村の役割	

第1章 計画の基本的事項

1 ポリ塩化ビフェニルについて

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、化学的に安定しており、絶縁性(電気を通しにくい)、不燃性(燃えにくい)、熱で分解しにくい等の特性を有する物質であり、熱媒体、変圧器(トランス)やコンデンサー用の絶縁油や感圧複写紙等、幅広い分野で使用されてきた。

しかしながら、昭和43年(1968年)に発生したカネミ油症事件をきっかけとして、人の健康に関する有害性の調査が進み、昭和47年(1972年)に新たなPCBの製造が中止された。さらに、昭和48年(1973年)に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づいて、昭和49年(1974年)6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止された。

PCBは、分解されにくく蓄積されやすいという性質を持つことから、地球規模の環境汚染をもたらす可能性があるため、平成13年(2001年)5月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により、令和7年(2025年)までの使用の全廃、令和10年(2028年)までの適正な処分などが定められた。

国は、平成13年(2001年)6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)を制定した上で、平成14年(2002年)8月にこの条約に加入し、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことになった。

2 計画見直しの趣旨

PCB特措法に基づいて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用して全国で5箇所のPCB廃棄物処理施設が整備され、PCB廃棄物の処理が進められてきた。

本県においては、PCB特措法第7条に基づき、平成18年(2006年)3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定した。

県と大分市は、これまで本計画に基づき、PCB廃棄物の保管事業者(以下「保管事業者」という。)に対する説明会や事業場等への立入指導・助言、広報啓発活動を積極的に行うほか、JESCOと連携し、保管事業者等の協力のもと、計画的なPCB廃棄物の処理を進めてきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年(2016年)3月までの当該処理に係る事業の完了が困難となったため、国は、平成24年(2012年)12月にPCB特措法施行令を改正し、PCB廃棄物の処理期限を令和9年(2027年)3月31日までに延長した。

一方、PCB特措法施行後の平成14年(2002年)に、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが

判明した。これら微量の PCB により汚染された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)における無害化処理認定制度を活用した処理体制が構築され、平成 22 年(2010 年)から処理が始まっている。

平成 26 年(2014 年)6 月に、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、高濃度 PCB 廃棄物^{注1)}について、保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限としての計画的処理完了期限と、処理が容易でない機器や事業終了のための準備を行うための期間として事業終了準備期間が設けられた。これを受けて、県では平成 27 年(2015 年)3 月に PCB 廃棄物処理計画を変更した。

平成 28 年(2016 年)に、国は PCB 特措法を改正し、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間を新たに設けるとともに、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度 PCB 廃棄物の処分の代執行等の規定を新たに定めた。

令和元年(2019 年)12 月に、国は PCB 特措法とポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を改正し、PCB 濃度が 100,000mg/kg(重量比 10%)以下の可燃性の汚染物等について、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づき都道府県が許可する産業廃棄物処理施設又は同法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づき環境大臣の認定した無害化処理認定事業者の処理施設(以下「無害化処理認定施設等」という。)で処理できることとした。

これを受けて、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理をより一層計画的に推進するため、必要な見直しを行うものである。

3 目的

本計画は、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的に推進するための方策を定めることにより、PCB 廃棄物による環境汚染を未然に防止し、将来にわたって県民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

4 計画期間

計画期間は、PCB 特措法で定める処分期間に基づき、令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までとする。

なお、今後、PCB 特措法の改正や PCB 廃棄物の処理体制の状況の変化があれば、必要に応じて変更を行うこととする。

5 計画の対象

(1) 対象区域

本計画は、大分県内全域を対象とする。

(2) 対象とする廃棄物

本計画は、県内の PCB 特措法第 2 条第 1 項に定める PCB 廃棄物を対象とする。なお、PCB 廃棄物の具体的な種類を表 1 に示す。

表1 PCB廃棄物の種類

①変圧器(トランス)
②コンデンサー(3kg以上)
③コンデンサー(3kg未満)
④柱上変圧器(柱上トランス)
⑤安定器
⑥ポリ塩化ビフェニルを含む油
⑦OFケーブル
⑧その他の機器
⑨感圧複写紙
⑩ウエス
⑪汚泥
⑫塗膜
⑬その他

6 処分先と処理期限

(1) 計画的処理完了期限

大分県は JESCO 北九州 PCB 廃棄物処理施設(以下「北九州 PCB 処理事業所」という。)で高濃度 PCB 廃棄物^{注1)}の処理を行うことが義務づけられているエリアに属しており、高濃度 PCB 廃棄物である大型変圧器・コンデンサー等については平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までに、安定器及び汚染物等については令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までに、全量処理を完了する必要がある。

(2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間

計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日が処分期間として設定されている。県内の高濃度 PCB 廃棄物については、特例が適用される場合を除き、以下のとおりとする。

ア 大型変圧器・コンデンサー等

保管事業者は、平成 30 年(2018 年)3 月 31 日までに北九州 PCB 処理事業所で処分を行うものとする。

イ 安定器及び汚染物等

保管事業者及び PCB 使用製品を所有する事業者(以下「所有事業者」という。)は、令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに、北九州 PCB 処理事業所で処分を行うものとする。

(3) 低濃度 PCB 廃棄物^{注2)}の処分期間

北九州 PCB 処理事業所の処理対象とならない低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者は、無害化処理認定施設等を利用して、PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の処理期限である令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までに処分を行うものとする。

注 1) 高濃度 PCB 廃棄物とは、廃 PCB、PCB を含む廃油のうち PCB 濃度が 5000mg/kg を超えるもの、PCB が塗布され、又は染み込んだ汚泥・紙くず・木くず又は繊維くずのうち PCB 濃度が 100,000mg/kg を超えるもの、PCB が付着し、又は封入された廃プラスチック類のうち PCB 濃度が 100,000mg/kg を超えるもの、PCB が付着し、又は封入された金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又はがれき類のうち当該廃棄物に付着し、又は封入された物の PCB 濃度が 5000mg/kg を超えるものをいう。

注 2) 低濃度 PCB 廃棄物とは、高濃度 PCB 廃棄物以外の PCB 廃棄物をいう。具体的には、微量の PCB によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等(以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。)や PCB 濃度が 100,000 mg/kg 以下の塗膜等がある。

第 2 章 PCB 廃棄物の現状と処分量の見込み

1 PCB 廃棄物の保管状況及び PCB 使用製品の所有状況

(1) PCB 廃棄物の保管状況

県内の PCB 廃棄物の保管状況は、表 2 及び表 3 に示すとおりである。

なお、表に記載されている保管量は PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により把握したものである。

表 2 PCB 廃棄物の保管状況(平成 30 年度末時点)

廃棄物の種類	大分県全域				
	保管事業所数	保管量			
		台/個	kg	L	その他
変圧器(トランス)	88	251	-	-	-
コンデンサー(3kg以上)	33	75	-	-	-
コンデンサー(3kg未満)	8	1489	-	-	-
柱上変圧器(柱上トランス)	4	9	-	-	-
安定器	35	2349	-	-	-
ポリ塩化ビフェニルを含む油	17	-	2846.481	-	-
OFケーブル	-	-	-	-	-
その他の機器	30	255	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-
ウエス	10	-	274.15	-	-
汚泥	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-
その他	19	-	919.005	-	-
合計(延べ件数)	244	-			

注)本表は、PCB特措法に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を集計したものである。

表3 PCB廃棄物の保管状況（市町村別：平成30年度末時点）

廃棄物の種類	単位	県全域	各市町村別																	
			大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町
変圧器(トランス)	台/個	251	100	14	16	27	19	24	14	-	-	6	16	4	2	8	-	1	-	-
コンデンサー(3kg以上)	台/個	75	22	12	10	3	-	1	4	-	-	-	6	-	-	1	-	-	15	1
コンデンサー(3kg未満)	台/個	1489	1482	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
柱上変圧器(柱上トランス)	台/個	9	6	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安定器	台/個	2349	1253	15	422	-	59	-	211	-	-	370	19	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニルを含む油	kg	2846481	2035	222.2	422.3	15	-	31.5	-	-	-	-	-	-	-	120	-	-	-	-
OFケーブ	台/個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機器	台/個	255	207	2	2	10	4	4	8	-	-	-	2	3	-	10	-	-	3	-
感圧複写紙	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	kg	274.15	223	-	-	18.8	-	1.1	30	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
汚泥	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塗膜	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	台/個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	919,005	878	31	1	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-

注)本表は、PCB特措法に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を集計したものである。

(2) PCB 使用製品の所有状況

県内の PCB 使用製品の所有状況は、表 4 及び表 5 に示すとおりである。
 なお、表に記載されている所有量は PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により把握したものである。

表 4 PCB 使用製品の所有状況(平成 30 年度末時点)

廃棄物の種類	大分県全域				
	保管事業所数	所有量			
		台/個	kg	L	その他
変圧器(トランス)	70	555	-	-	-
コンデンサー(3kg以上)	10	33	-	-	-
コンデンサー(3kg未満)	3	6	-	-	-
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-	-	-	-
安定器	10	801	-	-	-
ポリ塩化ビフェニルを含む油	-	-	-	-	-
OFケーブル	1	8	-	-	-
その他の機器	14	208	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-
ウエス	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-
その他	1	15	-	-	-
合計(延べ件数)	109		-		

注)本表は、PCB特措法に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を集計したものである。

表 5 PCB 使用製品の所有状況（市町村別：平成 30 年度末時点）

廃棄物の種類	単位	県全域	各市町村別																	
			大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町
変圧器(トランス)	台/個	555	426	3	8	26	3	9	53	1	1	1	6	1	11	1	3	2	-	-
コンデンサー(3kg以上)	台/個	33	8	-	-	4	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	15	1	-
コンデンサー(3kg未満)	台/個	6	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柱上変圧器(柱上トランス)	台/個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安定器	台/個	801	38	-	32	1	-	-	38	-	-	-	650	1	41	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニルを含む油	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
OFFケーブル	台/個	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の機器	台/個	208	199	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7	-	-
感圧複写紙	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塗膜	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	台/個	15	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 本表は、PCB特措法に基づきPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を集計したものである。

2 PCB 廃棄物の処分量の見込み

県内の PCB 廃棄物の将来における処分量の見込みは、表 6 に示すとおりである。ここで、発生量とは、PCB 使用製品の量(所有量)であり、使用を中止した後は廃棄物となる量である。保管量にこの発生量を加えて、将来における処分量を見込むものである。

なお、処分量の見込みについては、未届出の PCB 廃棄物掘り起こし調査の進捗により変動する可能性がある。

表 6 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み

廃棄物の種類	保管量 (A)				発生量 (B)				処分見込量 (A+B)			
	台/個	kg	L	その他	台/個	kg	L	その他	台/個	kg	L	その他
変圧器 (トランス)	251	-	-	-	555	-	-	-	806	-	-	-
コンデンサー (3kg以上)	75	-	-	-	33	-	-	-	108	-	-	-
コンデンサー (3kg未満)	1489	-	-	-	6	-	-	-	1495	-	-	-
柱上変圧器 (柱上トランス)	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-
安定器	2349	-	-	-	801	-	-	-	3150	-	-	-
ポリ塩化ビフェニルを含む油	-	2846.48	-	-	-	-	-	-	-	2846.48	-	-
OFケーブル	-	-	-	-	8	-	-	-	8	-	-	-
その他の機器	255	-	-	-	208	-	-	-	463	-	-	-
感圧複写紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウエス	-	274.15	-	-	-	-	-	-	-	274.15	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塗膜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	919.005	-	-	15	-	-	-	15	919.005	-	-

注) 保管量:平成30年度実績の保管量、発生量:平成30年度実績の所有量

第3章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制

1 JESCO による拠点的広域処理施設の処理体制

(1) 広域的な処理体制

県内の高濃度 PCB 廃棄物は、北九州 PCB 処理事業所で処理することを基本とし、処分期間、計画的処理完了期限及び事業終了準備期間が定められている。(表7)

このため、本計画では、北九州 PCB 処理事業所が最も重視している収集運搬及び処理施設における安全性の確保に重点を置き、JESCO や北九州市との調整を図るとともに、その基本的な考え方や実施方法及び収集運搬、処理期間中の管理方法、緊急時の対応等について十分に検討を行うものとする。

また、計画的処理完了期限までに確実かつ適正に処理を完了するため JESCO と連携を密にしつつ、北九州 PCB 廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）等において、北九州市及び関係各県市とも十分に協議、効果的な処理推進策等の情報共有を図り、計画的に処理を推進する。

表7 北九州 PCB 処理事業所の概要

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設名	北九州PCB廃棄物処理施設	
設置場所	福岡県北九州市若松区響町1丁目	
処理対象物	大型変圧器・コンデンサー等	安定器等及び汚染物等
事業対象地域	A地域	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)
事業対象地域以外に保管されている処理対象物	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	
施設能力	1.5t/日 (PCB分解量)	10.4t/日 (安定器等・汚染物量)
計画的処理完了期限	平成31年(2019年)3月31日	令和4年(2022年)3月31日
事業終了準備期間	平成31年(2019年)4月1日～ 令和4年(2022年)3月31日	令和4年(2022年)4月1日～ 令和6年(2024年)3月31日

注)事業対象地域については、以下のとおり。

A地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県
 賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
 B地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 C地域:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 D地域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

(2) 収集運搬の体制

PCB 廃棄物の収集運搬において安全性を確保することは、処理施設での安全確保とともに北九州 PCB 処理事業所の根幹に係る重要な点であり、あらゆる面で安全性が十分に確保されなければならない。

このため、保管事業者及び収集運搬業者に対しては、国が定めた PCB 廃棄物に係る収集運搬ガイドライン（以下「収集運搬ガイドライン」という。）及び「北九州 PCB 廃棄物処理施設に係る受入基準」を基に、長距離輸送や積替・保管等の収集運搬時における安全性の確保について周知徹底を図るとともに、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努める。

また、北九州 PCB 処理事業所への計画的な収集運搬、対象となる PCB 廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び緊急時の連絡体制等、具体的な対策については、JESCO、北九州市及び関係各縣市との協議、調整等を行う。

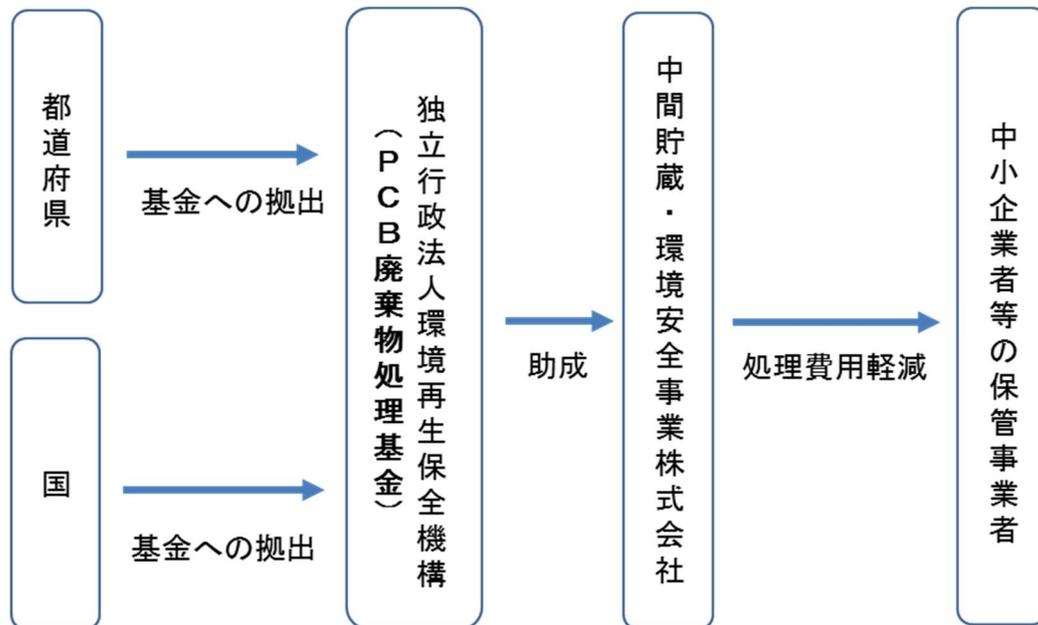
(3) PCB 廃棄物処理基金による支援

PCB 廃棄物の処理費用については、高度な化学的処理を行うためその他の廃棄物に比べ高額にならざるを得ない。そのため、処理費用負担能力の小さい中小企業者等の処理費用の一部を助成する PCB 廃棄物処理基金を設け、平成 13 年(2001 年)から国及び都道府県からの補助金により継続的に造成している。

PCB 廃棄物処理基金は、環境大臣が指定する者が行う PCB 廃棄物の処理事業について、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用の一部にあてるほか、PCB 廃棄物処理に際しての周辺環境の監視・測定、安全性の評価・確保に係る研究等に係る費用の一部にあてるため、国、都道府県からの補助金と PCB を製造した者及び PCB 使用製品を製造した者からの出えん金で造成された基金である。(図 1)

この PCB 廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用が軽減されることになる。

図1 PCB 廃棄物処理基金の概要



2 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制

PCB 廃棄物の処理を開始して以降、PCB を使用していないとする変圧器等の電気機器の絶縁油に微量の PCB を含むものが数多く存在していることが判明した(微量 PCB 汚染廃電気機器等)。

これら低濃度 PCB 廃棄物については、無害化処理認定施設等において平成 22 年(2010 年)以降処理が開始され、その処理施設数は年々増加し、処理体制の整備が進んでいる。

県及び大分市は、県内の低濃度 PCB 廃棄物が、無害化処理認定施設等において、安全かつ効率的に処理されるよう保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者等の関係事業者に対し必要な助言及び指導、情報提供等を行う。

第4章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 県及び大分市の役割

(1) 保管事業者に対する指導等

保管事業者に対しては、PCB 特措法に基づく保管・処分状況の届出の提出を求めこれを公表する。

また、廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守等について、県市ホームページや講習会などあらゆる機会を通じて周知徹底を図る。さらに、計画的な立入検査を実施し、県内に保管されている PCB 廃棄物の状態や保管場所の状況を的確に把握するとともに、適正保管及び確実かつ適正な処理期限内の処理完了のために必要な指導等を行う。

(2) 所有事業者に対する周知等

所有事業者のうち、高濃度 PCB 使用製品の所有事業者に対しては、PCB 特措法に基づく PCB 使用製品の廃棄の見込みの状況の届出の提出を求めこれを公表する。

高濃度 PCB 使用製品を除く所有事業者に対しては、電気事業法に基づく電気工作物使用状況等の報告について所管する経済産業省九州産業保安監督部との情報共有、アンケート調査、広報啓発等を積極的に実施し、引き続きその実態把握に努める。

また、PCB 使用製品の計画的かつ早期な使用停止、使用停止により発生した PCB 廃棄物の処理期限内の適正な処分について普及啓発を図る。

(3) 収集運搬者に対する指導等

PCB 廃棄物を収集運搬する事業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対しては、収集運搬ガイドライン及び「北九州 PCB 廃棄物処理施設に係る受入基準」等に基づき、各種安全基準についての周知徹底を図るとともに必要に応じて立入検査等、監視指導を行う。

(4) 未把握の PCB 廃棄物等への対応

PCB 特措法に基づく保管及び処分状況の届出又は電気事業法に基づく届出を提出しておらず、県や大分市が把握していない保管事業者及び所有事業者に対しては、広報啓発等を積極的に実施し、引き続きその実態の把握に努める。

また、昭和 52 年(1977 年)3 月以前に設置された工作物等については、PCB 使用安定器が残されている可能性があるため、電気工事業者等に委託して PCB 使用安定器の有無を調査する費用を補助する大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業を活用して、実態把握に努める(大分市を除く)。

(5) 高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた対応

高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者が、処分期間内等に JESCO に委託しない場合は、PCB 特措法第 12 条の規定に基づく改善命令の発出や第 13 条の規定に基づく代執行等により、確実な処理に努める。

なお、当該事業者の死去、相続等に起因して、高濃度 PCB 廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する事業者が存在しなくなった場合等は、関係者間で協力し、適切な処理に努める。

(6) その他関係者との連携等

PCB 廃棄物の広域的な処理を円滑に推進するためには、JESCO や北九州市及び関係各県市との調整、協力・連携等が不可欠である。広域調整協議会等を活用し、関係各県市との調整機能を充実させ連絡体制を整備する。

また、北九州 PCB 処理事業所の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県市民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、県や大分市のホームページ等を活用するなどして、積極的に情報提供を行う。

2 保管事業者の役割

保管事業者は、PCB 特措法に基づき、PCB 廃棄物の保管・処分の状況を毎年度、県又は大分市に届け出なければならない。

高濃度 PCB 廃棄物については北九州 PCB 処理事業所で計画的処理完了期限までに、低濃度 PCB 廃棄物については無害化処理認定施設等で令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。

保管中の PCB 廃棄物が適正に処理されるまでの間、県又は大分市の指導・助言等に従い、PCB の漏洩等による生活環境の保全上支障が生じないように、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して、適正な管理・保管を行う。

3 所有事業者の役割

高濃度 PCB 使用製品の所有事業者は、PCB 特措法に基づき、PCB 使用製品の廃棄の見込みの状況を毎年度、県又は大分市に届け出なければならない。

また、処理の期限までに確実かつ適正に処分できるよう、計画的に使用を中止し処分する。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、収集運搬ガイドライン及び「北九州 PCB 廃棄物処理施設に係る受入基準」等で定める処理基準や運行条件等を遵守することはもちろんのこと、交通安全にも十分配慮した対応が求められる。

また、北九州 PCB 処理事業所への計画的かつ効率的な搬入に際しては県、大分市、北九州市及び関係各県市の指導・助言等に従うとともに、JESCO の調整等に協力するものとする。

5 市町村の役割

県内市町村(大分市を除く)は、本計画に基づき、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、県との連携の強化に努める。